

横浜市における指定通所介護事業所等で提供する 宿泊サービスの事業の運営等に関する指針(素案)について

1 策定の趣旨

近年、指定通所介護事業所等において提供されている宿泊サービス（以下「宿泊サービス」という。）については、利用者の処遇や環境面で問題となる事例が全国的に発生しています。

宿泊サービスは、介護保険法等の法令に規定がなく、事業所への指導等については、対応に苦慮してきました。

そこで、横浜市における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の運営等に関する指針（以下「本指針」という。）を策定し、事業者に対して遵守すべき事項として示し、これに基づいて指導等を行うことにより、利用者の尊厳の保持及び安全確保の徹底を図ります。

2 施行対象

横浜市内の指定通所介護事業所及び指定認知症対応型通所介護事業所の営業時間外に設備の一部を利用して行われる介護及び宿泊を伴うサービス

3 要点

本指針は、宿泊サービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）が、利用者の尊厳の保持及び安全確保を徹底するうえで最低限遵守すべき事項について策定します。

(1) 利用者の制限

宿泊サービスの利用者は、当該事業所において介護保険サービスを提供した利用者とすること。これは、利用者の心身の状況を把握することなく宿泊サービスを提供することがないように制限するものです。

(2) 利用者の安全確保

事業者は、利用者の心身の状況に応じて必要な介護を提供できる能力を有する者を介護職員として配置すること。また、介護職員は、定期的に事業所内を巡回し、利用者の心身の状況に応じて必要な介護を提供するとともに、非常災害への対応に備えること。

(3) 指定居宅介護支援事業者等との連携

事業者は、指定居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）等と連携し、利用者の心身の状況等に応じて他のサービスへの変更等の措置を講じること。これは、利用者にとって真に必要なサービスを常に検討することを求め、安易に宿泊サービスを提供することや、不必要に宿泊が長期化することがないようにするものです。

4 概要

(1) 運営方針

- ア 居宅サービス計画（ケアプラン）等に沿って宿泊サービスを提供すること。
- イ 指定通所介護事業所等において介護保険サービスを提供した利用者限定して宿泊サービスを提供すること。
- ウ 指定居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）等と連携し、利用者の心身の状況に応じて他のサービスへの変更等の措置を取ること。

(2) 介護職員

- ア 利用者の日中の状況を把握し、必要な介護を提供できる能力を有する者を配置すること。
- イ 利用者の介護及び安全確保に必要な員数を配置すること。ただし、その員数は1以上とする。
- ウ 宿泊サービスの責任者を事業所ごとに定めること。
- エ 定期的に事業所内を巡回し、利用者の介護及び非常災害への対応に備えること。

(3) 宿泊定員

非常災害への対応及び利用者の安全並びにプライバシーの確保に支障が生じない範囲とすること。ただし、通所介護事業所等の利用定員の2分の1を上限とする。

(4) 緊急時の対応

宿泊サービスの責任者及び主治の医師もしくは医療機関と連絡を行えるよう連絡体制を整備し、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに連絡すること。

(5) 非常災害対策

消防法等を遵守するとともに、地域住民等との連携体制を整備し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

(6) 事故発生時の対応

事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、本市に報告すること。

(7) 苦情処理

利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口を設置する等の必要な措置を講じること。

(8) 事業開始時の届出

宿泊サービス事業者は、事業所ごとに必要な事項を本市に届け出ること。

5 今後のスケジュール

| | | | |
|---------|-------|--|------------|
| 平成 26 年 | 3月19日 | 介護保険運営協議会において説明 | |
| | 5月1日 | 施行予定日 | ↓ 本指針の周知期間 |
| | 6月下旬 | 集団指導講習会開催 (通所介護事業者及び居宅介護支援事業者に対し周知徹底) | |

通所介護事業所宿泊サービス調査 調査結果（概要）

調査期間：平成25年12月24日～平成26年2月21日
 調査対象日：平成25年12月1日（平成25年11月のサービス実績）
 調査対象：759事業所（平成25年12月1日時点。療養通所介護を除く）
 ※前回平成23年11月調査時は、559事業所
 調査回答数：608事業所（回答率80.1%）
 ※前回平成23年11月調査時は、489事業所（回答率87.4%）

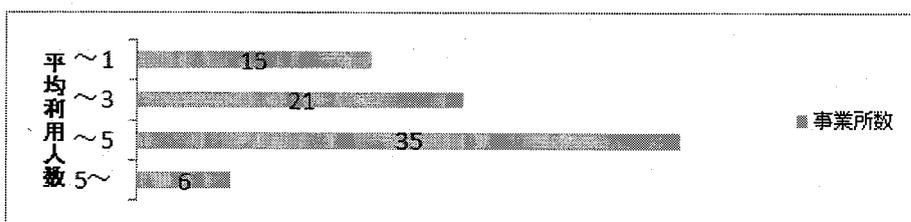
1 宿泊サービスの実施

85事業所／608事業所（回答事業所の宿泊サービス実施率14%）

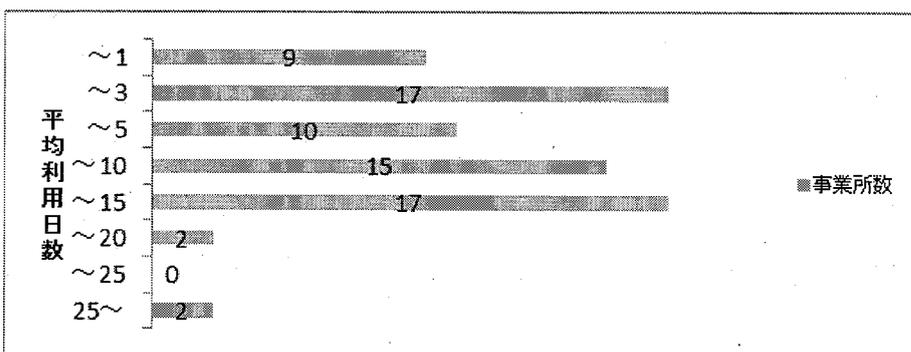
2 宿泊サービスの利用状況

(1) 宿泊対象者を通所介護利用者のみ限定している・・・67事業所／85事業所

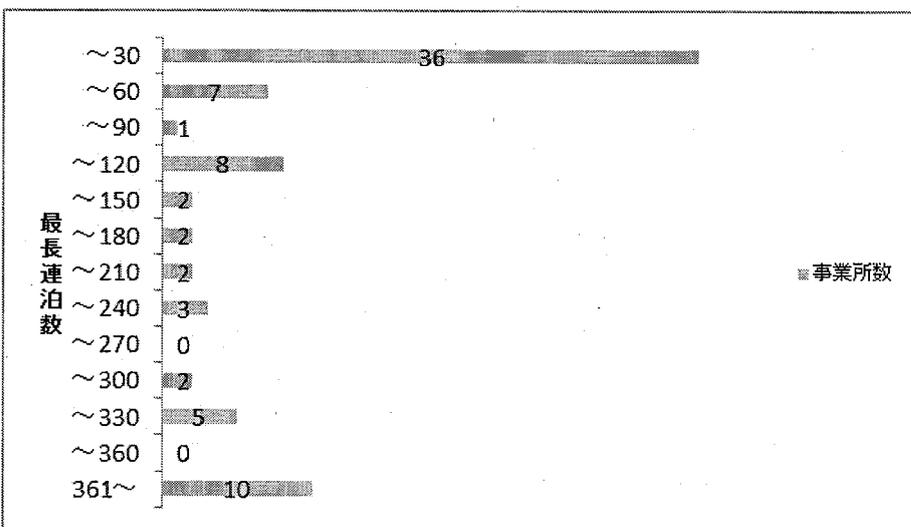
(2) 11月における1日あたりの平均利用人数・・・平均2.9人、1日あたりの最多利用人数8人



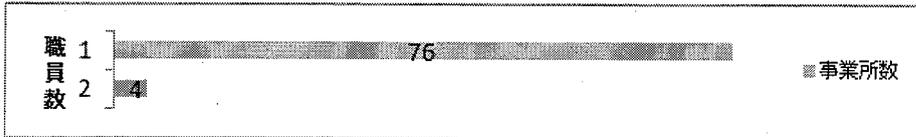
(3) 11月における1人あたりの平均利用日数・・・平均6.7日、1人あたりの最多利用日数30日



(4) これまでの最長連泊数・・・平均135.2日、最長715日（特別養護老人ホーム入所待ちのため）

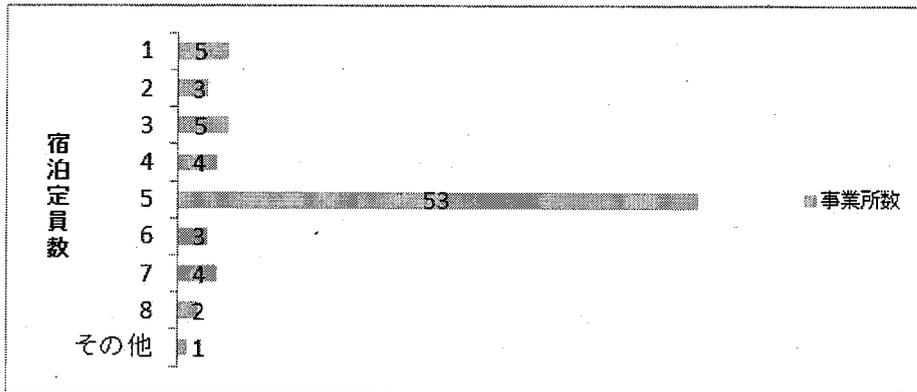


3 宿泊時間帯の職員の配置状況



4 宿泊室の状況

(1) 宿泊定員…平均 4.7 人、最大 8 人



(2) 宿泊室の種別

- ・ 個室での対応が可能 29 事業所 / 85 事業所

(3) 個室以外の場合のプライバシー確保の方法

- ・ 男女別に部屋を分けている 61 事業所 / 85 事業所
- ・ パーティション等の設置 81 事業所 / 85 事業所

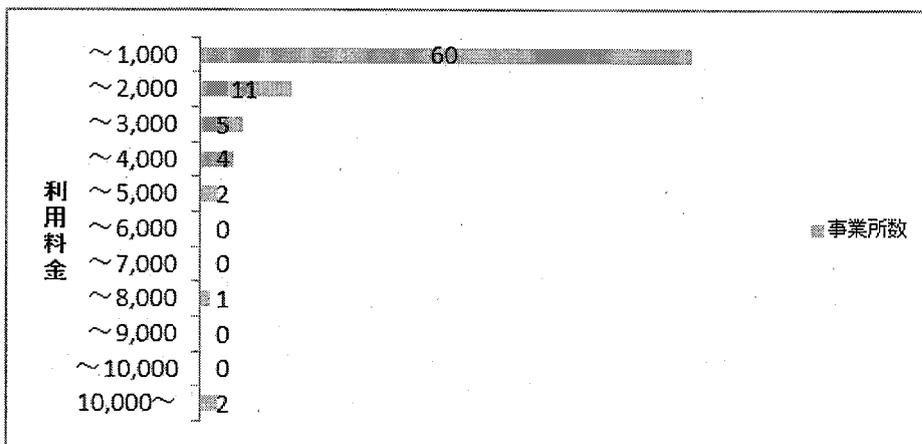
5 消火設備の設置状況

- ・ スプリンクラー設備 3 事業所 / 85 事業所
- ・ 自動火災報知設備（住宅用除く） 40 事業所 / 85 事業所
- ・ 消防機関への火災通報装置 39 事業所 / 85 事業所

6 緊急時の対応等

- ・ 協力医療機関の位置づけ 23 事業所 / 85 事業所
- ・ 緊急時対応の連絡体制の整備 83 事業所 / 85 事業所

7 利用料金…平均 1,611 円、最安 500 円、最高 13,000 円



※利用料金が1万円を超える2事業所は、利用実績なし

横浜市における指定通所介護事業所等で提供する 宿泊サービスの事業の運営等に関する指針（素案）

1 目的

横浜市における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の運営等に関する指針（以下「指針」という。）は、指定通所介護事業所等において、宿泊サービスを提供する場合に遵守すべき事項を示すことにより、当該宿泊サービスを利用する者の尊厳の保持及び安全確保の徹底を図ることを目的とする。

2 定義

- (1) この指針において「宿泊サービス」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護、法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護、法第8条第16項に規定する認知症対応型通所介護及び法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護のいずれかの指定を受けた事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）が、当該指定を受けた事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の営業時間外に、その設備の一部を使用して、当該指定通所介護事業所等の利用者に対して行われる、必要な介護及び宿泊を伴うサービスをいう。
- (2) この指針において「宿泊サービス事業者」とは、宿泊サービスを提供する者をいう。
- (3) この指針において「宿泊サービス事業所」とは、宿泊サービスを提供する事業所をいう。
- (4) この指針において「利用者」とは、「宿泊サービス事業所」において宿泊サービスの提供を受ける者をいう。

3 宿泊サービスの運営方針

- (1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に沿って、宿泊サービスの提供を希望する利用者に対し宿泊サービスを提供すること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、指定通所介護事業所等の利用者のうち、当該事業所において介護保険サービスを提供した者に対して宿泊サービスを提供すること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、利用者の日中の状況把握に努めるとともに、宿泊サービス提供時における利用者の心身の状況等を指定通所介護事業所等に提供すること。
- (4) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス提供時における利用者の心身の状況等を把握するとともに、指定居宅介護支援事業者等と連携し、利用者に対して必要なサービスを提供できるように努めること。

- (5) 宿泊サービス事業者は、居宅サービス計画等に位置づけられた宿泊サービス提供期間を超えて宿泊サービスを提供することが見込まれる場合は、あらかじめ指定居宅介護支援事業者等と連携し、宿泊サービス提供期間の延長の是非を判断すること。
- (6) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況等により、宿泊サービスの提供が困難又は他のサービスの利用が適切と判断する場合は、指定居宅介護支援事業者等と連携し、サービスの変更等の必要な措置を速やかに講じること。

4 介護職員

- (1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所ごとに、宿泊サービスの提供を行う時間帯を通じて、専ら当該宿泊サービスの提供にあたる従業者（以下「介護職員」という。）を、宿泊サービス事業所ごとに、当該事業所の規模を勘案し、利用者の介護及び安全確保に必要な員数を配置すること。ただし、介護職員の員数は1以上とする。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者の指定通所介護事業所等における日中の状況を把握し、心身の状況に応じて必要な介護を提供する能力を有する者を介護職員として配置すること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、利用者の状況を常に確認することができるように宿泊サービス事業所内の適切な場所に介護職員を配置すること。
- (4) 介護職員は、定期的に事業所内を巡回し、利用者の心身の状況に応じて必要な介護を提供するとともに、非常災害への対応に備えること。
- (5) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所ごとに、介護職員の中から当該サービスの責任者を定めること。
- (6) 宿泊サービス事業者は、介護職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。
- (7) 宿泊サービス事業者は、労働基準法その他労働に係る法令を遵守し、介護職員の適切な労務管理を行うこと。

5 宿泊定員

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所ごとに、当該事業所の規模を勘案し、非常災害への対応及び利用者の安全並びにプライバシーの確保に支障が生じない範囲において宿泊定員を定めること。ただし、宿泊定員は当該指定通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の2分の1を上限とする。

6 緊急時の対応

- (1) 宿泊サービス事業者は、現に宿泊サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合（以下「緊急時」という。）は、速やかに当該サービスの責任者及び主治の医師もしくは医療機関と連絡を行えるよう連絡体制を整備すること。

- (2) 介護職員は、緊急時は、速やかに当該サービスの責任者及び主治の医師もしくは医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

7 身体拘束

- (1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (2) 宿泊サービス事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由（以下「身体的拘束等の様態等」という。）を記録すること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の様態等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (4) 宿泊サービス事業者は、(3)のただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の様態等を説明しなければならない。

8 非常災害対策

- (1) 宿泊サービス事業者は、消防法その他非常災害に係る法令を遵守すること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを提供する事業所内に、消防法その他非常災害に係る法令等に規定された設備を確実に設置すること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び地域住民等との連携体制を整備し、それらを定期的に介護職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

9 衛生管理等

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、かつ、衛生上必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

10 事故発生時の対応

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

- (2) 宿泊サービス事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、「介護保険事業者事故報告書」により本市に報告すること。

11 苦情処理

- (1) 宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

12 運営規程

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておくこと。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 介護職員の員数及び職務の内容
- ③ 宿泊定員
- ④ 宿泊サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤ 宿泊サービス利用にあたっての留意事項
- ⑥ 緊急時における対応方法
- ⑦ 非常災害対策
- ⑧ その他運営に関する重要事項

13 内容及び手続きの説明及び同意

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、宿泊サービス責任者の氏名、介護職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービス提供の開始について利用申込者の同意を文書により得ること。

14 秘密保持等

- (1) 介護職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、介護職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、指定居宅介護支援事業者等との連携において、宿泊サービス事業所における利用者の個人の情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。

15 宿泊サービス提供の記録

- (1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的な宿泊サービス内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供すること。
- (2) 宿泊サービス提供の記録は、利用者に対して提供する介護保険サービスと明確に区分して記録すること。
- (3) 宿泊サービス提供の記録については、その完結の日から5年間保存すること。

16 調査への協力等

宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切な宿泊サービスが行われているかどうかを確認するために本市が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うこと。

17 宿泊サービスの事業の開始時の届出

本市において宿泊サービスの事業を開始する場合には、宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所ごとに宿泊サービスの提供に関する事項を本市に届け出ること。